

一 市當局ノ要求ニ對スル回答狀況

九日午前十時組合代表者

石原 為本 石崎 石川

外十名ハ市土木局長ヲ訪問シ曩ニ提出セル要求條項中ノ留保セラレ居タル賞與支給ノ件ニ付回答ヲ求メ局長ヨリ左ノ如キ回答ヲ受ケ今十時五十分退出セリ

問 答

(1) 昭和五年十二月以降三月末日迄ノ間欠勤六十日以上ニ及ビタルモノヲ除外シ左ノ標準ニ依リ支給ス

(1) 無欠勤者 日給十五日分

(2) 欠勤五日以内 〃 十日分

(3) 欠勤六日以上十音以内 〃 十二日分

(4) 十六日以上廿音以内 〃 九日分

(5) 廿音以上六十日以内 〃 五日分

(6) 船頭ハ半期賞與十六円乃至十八円支給シ居タルモ請負制度

ニシテ一般ト相違ノ點アレテ以テ前項ニ依ラズ別ニ支給ス

二 争議打切り實行委員会狀況

四月十日午後七時四十分ヨリ組合本部ニ於テ實行委員会ヲ開

催委員十四名出席ノ上二三ノ反對者アリタルモ

争議打切並職友共同斗争同盟解体ノ件

ニ可決スルト共ニ以テ通り争議打切りノ善後策ヲ協議決定シ

午後九時散會セリ

(1) 争議打切り聲明書ヲ發表スルコト

(2) 末ル十七日頃争議批判演說会ヲ開催スルコト

(3) 職首者ヲ同現場ニ働カセヨノ運動及犧牲者救護ヲ本部ニ一

任スルコト